愛知大学運動部活動における安全・安心マニュアル

1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、本学における運動部活動の安全を確保するために、「平常時の対応」、「事故発生時の対応」及び「事故発生後の対応」に必要な事項を記載したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、本学の体育会に所属する全ての運動部に適用する。また、本マニュアルは、これら運動部に所属する全ての者に活用されることを想定している。

3. 体制

運動部活動の安全確保に万全を期すために、本学に以下の者を置く。

a. 運動部リスク管理責任者

運動部のリスク管理全般に責任を有する者として運動部リスク管理責任者を置く。本学のスポーツ支援センター長を運動部リスク管理責任者とする。

b. 運動部事故対応責任者

各運動部に、各運動部の活動中に発生した事故に対応するための責任者としてを置く。各運動部の運動部長とする。

c. 運動部事故対応担当者

各運動部に、各運動部の活動中に事故が発生した際に運動部事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行う運動部事故対応担当者を置く。各運動部の監督及びコーチ等を運動部事故対応担当者とする。

4. 心構え

運動部学生を始め運動部活動に関わる全ての者は、運動部活動が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう務め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

a. リスクの洗出し

i. 運動部リスク管理責任者は、毎年１回、運動部活動中に発生する可能性のある事故とそれらの顕在化を防ぐための確認事項等をとりまとめた別紙２「事故のリスク一覧」の内容を実状に合わせて適宜更新する。

b. 施設等の点検・改善

i. 運動部リスク管理責任者は、毎年１回、各校舎総務課と連携し、別紙３「施設安全のチェックシート」を用いて施設、設備、用具を点検し、改善の必要な施設等を特定する。

c. 施設等の改善要望への対応

i. 運動部の学生や指導者は、施設・設備・用具の破損、危険性を発見した場合には、別紙４「施設の補修申請書」を用いてその状況を運動部リスク管理責任者に報告し、改善要望を行う。

ii. 運動部リスク管理責任者は、前項により受領した「施設の補修申請書」をとりまとめて施設委員会※6に報告の上、想定されるリスクに応じた対応の優先順位付け（又は施設・設備・用具の使用禁止の判断）についての検討を依頼する。なお、緊急を要する場合には、速やかに各校舎総務課に報告し、その対応を依頼する。

d. 保険加入の推奨

i. 運動部リスク管理責任者は、毎年５月に、各運動部の学生及び指導者の保険加入状況（加入の有無及び加入保険の補償範囲）を確認するとともに、別紙５「保険加入の推奨について」を用いて、運動部に必要な保険への加入を推奨する。

e. 研修の実施

i. 運動部リスク管理責任者は、毎年、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」という。）が開催する安全管理に関するセミナーのアーカイブ動画視聴会を学内で実施する（対象者の利便性を考慮し、同一内容の視聴会を３回程度行う。）。

ii. 運動部リスク管理責任者は、動画視聴会にて、別紙２「事故のリスク一覧」を用いて、運動部活動中に発生し得る事故の内容と、それらの事故の発生を防ぐためのチェックポイントを参加者と共に検討、確認し、参加者の安全管理意識の向上を図る。

iii. 各運動部の監督及びコーチ等（運動部事故対応担当者）並びに運動部長（運動部事故対応責任者）は、毎年、前項の動画視聴会の何れかに参加しなければならない。

iv. 運動部リスク管理責任者は、第１項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。

v. 特段の事由により、全ての動画視聴会に参加できない対象者がいた場合には、運動部リスク管理責任者は、別途動画視聴会を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。**また、ＡＥＤ講習会の受講に努める。**

f. 事故情報・事故事例の共有

i. 運動部リスク管理責任者は、毎年４月に、前年度において各運動部の活動中に発生した事故の情報と、可能な範囲で競技団体から収集した事故の情報の一覧を取りまとめ、各運動部の運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者並びに各校舎学生課及び各校舎総務課に共有する。

ii. 運動部事故対応担当者は、運動部にてミーティングを行い、前項により共有された一覧を用いて全運動部員の安全管理意識の向上を図る。

6. 事故発生後の初動対応

運動部の活動中に怪我人が発生した場合、運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者が中心となり（運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。

a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施



救急車を呼んだ時に必要な要員と役割！

・負傷者に対応する人（5～6 人）
・AED、救護資機材を持ってくる人（1～2 人）
・記録係（時系列、情報を紙にまとめる人）（2 人）
・警備員に連絡し救急車を誘導する人（1～2 人）
・健康管理室、学内の職員、教員に連絡する人（1～2 人）

b. 事故情報の報告

i. 運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者（運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者）は、レベル 2、3 と判断した場合には、怪我人の身体の安全確保（手当・処置、119 番通報、病院連絡・準備、緊急手当て）を行った後、別紙 6「事故発生報告書」を用いて速やかに運動部リスク管理責任者に状況を報告する。

ii. 前項の報告を受けた運動部リスク管理責任者は、運動部事故対応責任者及び運動部事故対応担当者と協力して事故対応を行う。

iii. 運動部リスク管理責任者は、必要に応じて、「事故発生報告書」を用いて学生課※10 及び総務課※10 に事故対応状況を共有する。

iv. 運動部リスク管理責任者は、「事故発生報告書」を適切に保管する。

【重要連絡先一覧※9】

連絡先	名前	電話番号
運動部リスク管理責任者	スポーツ支援センター長（副学長） 加納 寛	052-564-6119 内線 81301
防災センター 守衛室		名古屋　052-564-6145 豊　橋　0532-47-4128
学生課	名古屋　高桑 昭郎 豊　橋　二瓶 和哉	名古屋 052-564-6113 豊　橋 0532-47-4118
保健室	名古屋　佐藤 陽子 豊　橋　筒井 知香	名古屋 052-564-6153 豊　橋 0532-47-4130
体育研究室	名古屋　深瀬 文子 豊　橋　中野 美菜	名古屋 052-564-6160 豊　橋 0532-47-4180

「クラブ学生事故・怪我対応時フローチャート」は別紙１－１、「クラブ学生事故・怪我発生時緊急対応施設・タクシー会社一覧」を１－２、「監督等連絡先一覧」を１－３のとお

り各校舎で定める。

救急相談センター　＃７１１９
（救急車を呼ぶべきか迷ったりしたときに相談する公的な相談窓口）

7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

a. 原因究明・再発防止
 i. 運動部事故対応責任者は、項目 6a に示すレベル 2 及び 3 の事故が発生した場合には、当該事故の初動対応が完了した後に、遅滞なく当該事故が発生した原因を特定するとともに、再発させないための防止策を検討し、その結果を別紙 7「事故原因究明・再発防止策検討シート」にとりまとめ、運動部リスク管理責任者に提出する。
 ii. 前項の検討シートを受領した運動部リスク管理責任者は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨を運動部事故対応責任者に回答し、再発防止の徹底を指示する。
 iii. 前項の回答を受領した運動部事故対応責任者は、運動部員に再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
 iv. 運動部リスク管理責任者は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、別紙 4「施設の補修申請書」を作成し、各校舎総務課※11 に提出する。

8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

a. ハラスメント研修の実施
 i. 運動部リスク管理責任者は、毎年、UNIVAS が開催する、ハラスメントに関するコンプライアンス研修のアーカイブ動画視聴会を学内で実施する（対象者の利便性を考慮し、同一内容の視聴会を 3 回程度行う）。
 ii. 各運動部の監督及びコーチ等（運動部事故対応担当者）並びに運動部長（運動部事故対応責任者）は、毎年、前項の動画視聴会の何れかに参加しなければならない。
 iii. 運動部リスク管理責任者は、第 1 項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
 iv. 特段の事由により、全ての動画視聴会に参加できない対象者がいた場合には、運動部リスク管理責任者は、別途動画視聴会を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。

b. ハラスメントに関する相談窓口の周知

i. 運動部リスク管理責任者は、前項の動画視聴会において、学内に設置されたハラスメントに関する相談窓口を周知する。また、学外に設置された相談窓口として、別紙 8「UNIVAS 相談窓口のご案内」を用いて UNIVAS 相談窓口を紹介する。

9. 本マニュアルの閲覧環境の整備

運動部リスク管理責任者は、運動部に所属する指導者及び学生を始めとする運動部活動に関わる全ての者が本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、本学のポータルサイト上に本マニュアルの最新版を掲載する。

10. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、運動部リスク管理責任者の決裁をもって行う。

（以上）

制定・改廃履歴
2024 年 12 月 4 日制定
2026 年 7 月 16 日修正